

## 平成24年第2回尾張旭市公平委員会議事録

- 1 開催日時  
平成24年4月19日（木）  
開会 午後2時00分  
閉会 午後3時00分
- 2 開催場所  
尾張旭市役所南庁舎2階 201会議室
- 3 出席委員  
委員長 黒 澤 佳 代  
委員 戸 塚 理 人  
委員 岡 本 浩
- 4 欠席委員  
なし
- 5 傍聴者  
なし
- 6 出席した事務局職員  
行政課長 河 村 晋  
行政課長補佐兼法務文書係長 田 中 健 一  
行政課法務文書係副主幹 森 下 佳 美
- 7 会議に付した事件  
第2号議案 職員団体の申請書の記載事項の変更登録について

行政課長	<p>本日は、御多用のところ御出席をいただき、ありがとうございます。</p> <p>岡本委員につきましては、先の3月議会で承認いただきまして、4月から4年間、引き続き公平委員をお願いすることになりました。どうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>また、事務職員につきましては、4月の人事異動による変更がございませんでしたので、昨年度同様に、よろしくお願いいたします。</p>
事務局	<p>よろしくお願いいたします。</p>
行政課長	<p>次に、お手元にあります議案を御覧ください。</p>

<p>行政課長</p>	<p>本日の議案には、職員団体の役員の役職、氏名及び住所といった個人情報が含まれております。これらの内、役職及び氏名については、この職員団体の機関紙により公表されていますが、住所については非公開とされているものです。したがって、住所は尾張旭市情報公開条例第7条第1号の非公開情報に該当しますので、会議中、住所についての発言を控えること及び傍聴者用の資料中、該当部分を黒塗りすることで、会議を公開とすることについて提案したいと思います。また、会議録につきましても同様の取扱いをいたしたいと思いますがよろしいでしょうか。</p> <p>（「異議なし」の声あり）</p> <p>それでは議事の進行については、委員長にお願いしたいと思います。よろしくお願いします。</p>
<p>委員長</p>	<p>委員3名が、出席しております。</p> <p>地方公務員法第11条第1項に基づき定足数を満たしておりますので、ただ今より平成24年第2回尾張旭市公平委員会を開会します。</p> <p>これより議事に入ります。</p> <p>本日の議案は、第2号議案『職員団体の申請書の記載事項の変更登録について』の1議案です。</p> <p>先程事務局から提案がありましたが、第2号議案について会議を公開とすることについて、御異議はありますか。</p> <p>（「異議なし」の声あり）</p> <p>御異議がないようですので、第2号議案については、公開とします。</p> <p>それでは議案について、事務局から説明してください。</p>
<p>事務局 (課長補佐)</p>	<p>(資料の確認)</p> <p>第2号議案『職員団体の申請書の記載事項の変更登録について』を、説明いたしますので、ご覧ください。</p> <p>この案の関係法令等を説明いたしますと、まず地方公務員法第</p>

<p>事務局 (課長補佐)</p>	<p>53条第9項に規定されていまして、その要旨は、登録を受けた職員団体は、その規約又は申請書の記載事項に変更があったときは、条例で定めるところにより公平委員会にその旨を届け出なくてはならないというものです。</p> <p>また、尾張旭市職員団体の登録に関する条例第4条第1項には、登録を受けた職員団体は、その規約若しくは申請書の記載事項に変更があったときは、公平委員会に書面をもって届け出なければならないと規定されています。</p> <p>これらの規定により、登録を受けている職員団体であります尾張旭教育労働者組合の代表者から届出があり、規約及び当該職員団体の申請書の記載事項を変更登録する必要が生じたものです。</p> <p>変更の内容は、3点です。</p> <p>1点目は、当該職員団体の規約の変更の件です。資料の1ページに変更届の写しを添付しています。当該組合同規約第15条に役員の種類について規定されていますが、この中の執行委員を削除する変更について届出があったものです。</p> <p>なお、2ページには、当該組合の選挙管理委員長による、規約変更証明書を添付しています。</p> <p>2点目は、組合の事務所の所在地変更の件で、尾張旭市向町二丁目4番地2の旭中学校内から尾張旭市渋川町三丁目2番地9の西中学校内へ変更になったものです。その変更届の写しは、資料の3ページに添付しています。なお、組合の事務所は、当該組合同規約第1条第2項において、執行委員長の勤務校におくと定められているものです。</p> <p>3点目は、理事その他の役員に関する事項の変更の件です。資料の4ページに改任届の写しを添付しています。当該組合同規約第15条の規定の変更により、全ての役員の事項に変更があったことについて、届出があったものです。</p>
-----------------------	---

事務局 (課長補佐)	<p>詳細につきましては、第2号議案にお戻りいただき、項目2(1)の表を御覧ください。</p> <p>なお、5ページには、当該組合の選挙管理委員長による、役員改任証明書を添付しています。</p> <p>以上、ご説明した変更の届出は、変更登録の要件に適合しているものと思われますので、よろしく御審議の程お願い申し上げます。</p>
委員長	ただ今の説明につきまして、御質問等がありますでしょうか。
戸塚委員	規約の変更についてですが、「執行委員」を削除する必要性は何でしょうか。規約の中に、他に削除されるべき箇所がある。変更届に記載し忘れたのか。
行政課長	「執行委員」を削除する理由は、現在の組合の運営の実態が規約にそぐわなくなってしまうため、整合性を図る必要があるためです。
戸塚委員	<p>分かりました。</p> <p>しかし、第15条以外にも、「執行委員」という文言がある。</p>
岡本委員	第11条から第13条の中に削除されるべき箇所がある。変更届に記載し忘れたのか、組合に確認が必要ではないか。
委員長	<p>事務局は、今回変更された規約が第15条の「執行委員」のみでなく、規約中の他の条項の「執行委員」についても削除されていたのかどうかを組合に確認してください。</p> <p>その結果、第15条以外の部分についても削除されていたことが確認できれば、変更登録することとし、そうでなければあらためて公平委員会を開くということはどうでしょうか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p> <p>それでは事務局は、速やかに組合に確認をしてください。</p>
行政課長	分かりました。

委員長	<p>他に御質問等がありますでしょうか。</p> <p>(「なし」の声あり)</p> <p>御質問等がないようです。事務局は確認後、変更登録をすることとなった場合には、通知及び登録簿への登録をお願いします。</p> <p>それでは次第3の「その他」に移ります。事務局から何かありますか。</p>
事務局 (課長補佐)	<p>平成23年度の尾張旭市職員の分限及び懲戒処分の状況がまとまりましたので、事務局から御報告いたします。</p> <p>今回の報告には、処分された職員の個人情報が含まれております。</p> <p>これらは尾張旭市情報公開条例第7条の非公開情報に該当しますので、ここからは、尾張旭市公平委員会議事規則第3条により会議を非公開として頂きたいと考えております。</p>
委員長	<p>ただいま事務局からお話がありましたが、会議を非公開とすることについて御異議ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p> <p>尾張旭市公平委員会議事規則第3条により委員の過半数の同意がありましたので、これより会議を非公開とします。</p> <p>(以下、非公開)</p>
委員長	<p>これをもちまして平成24年第2回尾張旭市公平委員会を、閉会いたします。</p>
行政課長	<p>(お礼の挨拶)</p>

閉会后、事務局が尾張旭教育労働者組合の代表者に、今回変更された規約が第15条の「執行委員」のみでなく、規約中の他の条項の「執行委員」についても削除するものであったとの確認をした。

そのため、組合より再度提出のあった届出を、委員長はじめ各委員にも確認をいただき、変更登録することとした。